

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○狩猟鳥獣の捕獲等の禁止

(自然保護課)

二

○鳥獣保護区の指定の解除(三件)

(同)

二

○昭和四十七年宮城県告示第九百八十五号(鳥獣保護区の設定)の一部改

(同)

三

正

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請

(循環型社会推進課)

四

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課)

四

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

四

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

五

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

五

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

五

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

六

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

六

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(東部地方振興事務所)

六

選挙管理委員会

○証票の無効(二件)

(同)

七

収用委員会

○仙塩広域都市計画植松田高線裁決手続開始決定

(同)

八

ページ

○県道女川牡鹿線飯子浜事件裁決手続開始決定

正 誤

○宮城県公報第一〇号(令和元年六月七日付け)中

九

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十二号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第十号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条」を「第六条」に改める。

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一環境対策課長の専決事項の項第八号イ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条」を「第六条」に改め、同表建築宅地課長の専決事項の項第一号シ中「防火壁」の下に「又は防火床」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表第一環境対策課長の専決事項の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素

化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百九十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 捕獲等を禁止する狩猟鳥獣

イノシシを除く狩猟鳥獣

二 捕獲等を禁止する区域

1 番山権現森狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域

仙台市太白区内国道二八六号と東北自動車道の交点を起点として、同所から国道を北西進し市道茂庭一号线との交点に至り、同所から同市道を西進し県道仙台村田線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道茂庭団地中央幹線との交点に至り、同所から同市道を南西及び西に進み市道茂庭台一号线との交点に至り、同所から同市道を北及び北並びに西に進み市道茂庭台七号线との交点に至り、同所から同市道を北西及び北並びに西に進み市道茂庭台七号线との交点に至り、同所から同市道を北及び西に進み市道梨野本郷線との交点に至り、同所から同市道を北及び東に進み市道茂庭梨野中一号线との交点に至り、同所から同市道を北進し萱ヶ崎山へ至る山道との分岐点に至り、同所から同山道を北及び北西に進み萱ヶ崎山の頂に至り、同所から西風蕃山へ至る山道を北及び北東に進み西風蕃山の頂にある無線中継所に至り、同所から仙台市青葉区栗生五丁目に至る山道を北東及び北に進み市道栗生五丁目一二号線との交点に至り、同所から同市道を西及び北西に進み国道四八号仙台西道路との交点に至り、同所から同国道を東進し県道落合停車場線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を東及び北に進み私道西仙台ゴルフ場線との交点に至り、同所から同私道を北東進し西仙台ゴルフ場と民有林の境界に至り、同所から同境界を北東進し西仙台ゴルフ場と国有林との境界線に至り、同所から同境界線を北西進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北東進し仙台市泉区と仙台市青葉区との境界線の交点に至り、同所から同境界線を南東及び東に進み東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南進し起点に至る線で囲まれた区域

2 奥武士狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域

仙台市青葉区芋沢地内の仙台市青葉区と泉区の境界線と国道四五七号の交点を起点として、同所から同国道を南西進し市道明神板橋線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道明神夜盗沢線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道奥武士線との交点に至り、同所から同市道を北西進し林道夜盗沢奥武士線との交点に至り、同所から同林道を北西進し林道夜盗沢奥武士線の北端に至り、同所から仙台市青葉区と泉区の境界線へ向けて北進し仙台市青葉区と泉区の境界線に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 大倉ダム狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域

仙台市青葉区大倉地内大倉ダム堰堤の右端を起点とし、同所から南西に位置する高畑山（標高四百九十・四メートル）の三角点を直線で結び、同所から北西に位置するゴロ山（標高四百七十六・八メートル）の三角点を直線で結び、同所から北西に位置する林道太刀切定義線定義側起点を直線で結び、同所から北に位置する国有林道横川林道と日向共有林維持管理組合用地西端との交点を直線で結び、同所から同組合地境界線を北進し、大倉草地との境界に至り、同所から同境界線を北東及び南東に進み、市道白木線との交点に至り、同所から林道芋沢線に通じる山道を南東に進み、林道芋沢線との交点に至り、同所から南西に位置する高棚山（標高四百七十四・八メートル）の三角点を直線で結び、更に起点を直線で結んだ線で囲まれた区域

三 捕獲等を禁止する期間

令和元年十一月一日から令和六年十月三十一日まで（五年間）

○宮城県告示第七百九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の指定を解除するので、同条第十項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る鳥獣保護区の名称

番山鳥獣保護区（昭和四十三年宮城県告示第六百六十八号）

二 解除に係る鳥獣保護区の区域

仙台市青葉区折立地内県道仙台村田線と県道定義仙台線の交点を起点として、同所から同県道を南進及び南西に進み市道茂庭団地中央幹線との交点に至り、同所から同市道を南西及び西に進み市道茂庭台一号线との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道茂庭台三号线との交点に至り、同所から同市道を北西及び北並びに西に進み市道茂庭台七号线との交点に至り、同所から同市道を西

進し市道茂庭台六号線との交点に至り、同所から同市道を北及び西に進み市道梨野本郷線との交点に至り、同所から同市道を北及び東に進み市道茂庭梨野中一号线との交点に至り、同所から同市道を北進し萱ヶ崎山へ至る山道との分岐点に至り、同所から同山道を北及び北西に進み萱ヶ崎山の頂に至り、同所から西風蕃山へ至る山道を北及び北東に進み西風蕃山の頂にある無線中継所に至り、同所から仙台市青葉区栗生五丁目に至る山道を北東及び北に進み市道栗生五丁目一、二号线との交点に至り、同所から同市道を西及び北西に進み国道四八号仙台西道路との交点に至り、同所から同国道を東進し県道落合停車場線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道四五七号との交点に至り、同所から同県道を東及び北に進み県道定義仙台台線との交点に至り、同所から同県道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 指定を解除する日

令和元年十月三十一日

○宮城県告示第七百九十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の指定を解除するので、同条第十項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る鳥獣保護区の名称

奥武士鳥獣保護区（昭和四十四年宮城県告示第七百八十二号）

二 解除に係る鳥獣保護区の区域

仙台市青葉区芋沢地内の仙台市青葉区と泉区の境界線と国道四五七号の交点を起点として、同所から同国道を南西進し仙台市道明神板橋線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道明神夜盗沢線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道奥武士線との交点に至り、同所から同市道を北西進し林道夜盗沢奥武士線との交点に至り、同所から同林道を北西進し林道夜盗沢奥武士線の北端に至り、同所から仙台市青葉区と泉区の境界線へ向けて北進し仙台市青葉区と泉区の境界線に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 指定を解除する日

令和元年十月三十一日

○宮城県告示第七百九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の指定を解除するので、同条第十項において準用する同法

第十五条第二項の規定により告示する。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る鳥獣保護区の名称

大倉ダム鳥獣保護区（平成十六年宮城県告示第千二百三十五号）

二 解除に係る鳥獣保護区の区域

仙台市青葉区大倉地内大倉ダム堰堤の右端を起点とし、同所から南西に位置する高畑山（標高四百九十・四メートル）の三角点を直線で結び、同所から北西に位置するゴロ山（標高四百七十六・八メートル）の三角点を直線で結び、同所から北に位置する国有林道横川林道と日向共有林維持管理組合用地西端との交点を直線で結び、同所から同組合地境界線を北進し、大倉草地との境界に至り、同所から同境界線を北東及び南東に進み、市道白木線との交点に至り、同所から林道芋沢線に通じる山道を南東に進み、林道芋沢線との交点に至り、同所から南西に位置する高棚山（標高四百七十四・八メートル）の三角点を直線で結び、更に起点を直線で結んだ線で囲まれた一円の区域

三 指定を解除する日

令和元年十月三十一日

○宮城県告示第七百九十四号

昭和四十七年宮城県告示第九百八十五号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和元年十一月一日から施行する。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台鳥獣保護区の項第二号を次のように改める。

2 区域

仙台市内千代大橋右端を起点とし、同所から広瀬川右岸堤防を北西進し愛宕橋右端に至り、同所から市道愛宕南線を南進し市道元寺小路郡山線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道南小泉茂庭線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道鹿野人來田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し国道二八六号との交点に至り、同所から同国道を北西進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北及び北東に進み国道四号との交点に至り、同所から同国道を北進し仙台市泉区と富谷市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し仙台市泉区鶴が丘一丁目二十三の十二に至る山道に至り、同所から同山道を南進し仙台市泉区鶴が丘一丁目二十三の十二に至り、同所から市道鶴が丘幹線一号线を南進し市道天神沢台谷地線との交点に至り、同所か

ら同市道を南西進し県道泉塩釜線との交点に至り、同所から同県道を南東進し七北田川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東及び南に進み国道四五号との交点に至り、同所から同国道を西進し国道四号仙台バイパス線との交点に至り、同所から同バイパス線を南西進し起点に至る線に囲まれた区域

○宮城県告示第七百九十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社丸本建設

2 所在地 宮城県気仙沼市東八幡前二百七十六番地

3 代表者の氏名 村上 靖

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県気仙沼市東八幡前百七十一番地、百七十六番地一、百七十八番地一

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くず又はがれき類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

五 申請年月日

令和元年九月二日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

2 縦覧期間 令和元年十月一日から令和元年十月三十一日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和元年十一月十四日

2 提出場所 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営南田地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年十月一日から令和元年十月三十一日まで

三 縦覧場所

村田町役場

○宮城県告示第七百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業芋塚地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間
令和元年十月二日から令和元年十一月一日まで

三 縦覧場所
栗原市役所

○宮城県告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市渡波字袖ノ浜一〇の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
新田沢	土石流	巨理郡山元町真庭字新田、南新田、北台、袋坂（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
羽山沢	土石流	巨理郡山元町真庭字鹿野、北鹿野（次の図のとおり）		
大笹沢	土石流	巨理郡山元町真庭字鹿野、北鹿野（次の図のとおり）		
浅生原沢	土石流	巨理郡山元町浅生原字原、上大沢、下大沢（次の図のとおり）		
鷲足南沢2	土石流	巨理郡山元町鷲足字南、中、中島、榎田、北、中道（次の図のとおり）		
1 鷲足南沢1	土石流	巨理郡山元町鷲足字南、中、中島、榎田、中道、北（次の図のとおり）		
2 鷲足南沢1	土石流	巨理郡山元町鷲足字南、中、中島、榎田、中道、北（次の図のとおり）		
鷲足中沢	土石流	巨理郡山元町鷲足字北、中、南（次の図のとおり）		
鷲足沢	土石流	巨理郡山元町鷲足字北、小平字馬場（次の図のとおり）		

北猿田の1	倉庭の2	中原の2	館南	坂下	中原	長瀬	卑下入沢2	卑下入沢	中条沢	泉沢	黒森沢	内谷沢	新道の1	戸花山の3	戸花山の2	戸花山の1	馬場	南柳沢の2	握の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
巨理郡巨理町字愛宕前(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈鹿島字倉庭(次の図のとおり)	巨理郡巨理町吉田字中原(次の図のとおり)	巨理郡巨理町字館南(次の図のとおり)	巨理郡巨理町長瀬字坂下(次の図のとおり)	巨理郡巨理町吉田字中原(次の図のとおり)	巨理郡巨理町長瀬字長峯(次の図のとおり)	巨理郡巨理町字卑下入(次の図のとおり)	巨理郡巨理町字卑下入、龍門寺前(次の図のとおり)	巨理郡巨理町長瀬字堂前、中條、鹿野(次の図のとおり)	巨理郡巨理町長瀬字泉、平場(次の図のとおり)	巨理郡巨理町吉田字作田(次の図のとおり)	巨理郡巨理町吉田字内谷(次の図のとおり)	黒川郡大衡村松の平3丁目(次の図のとおり)	巨理郡山元町坂元字戸花山、大作(次の図のとおり)	巨理郡山元町高瀬字諏訪原(次の図のとおり)	巨理郡山元町高瀬字諏訪原(次の図のとおり)	巨理郡山元町小平字馬場(次の図のとおり)	巨理郡山元町小平字南柳沢(次の図のとおり)	巨理郡山元町大平字握(次の図のとおり)

北猿田の2	急傾斜地の崩壊	巨理郡巨理町字北猿田(次の図のとおり)
北猿田の4	急傾斜地の崩壊	巨理郡巨理町字北猿田(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百一十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和元年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
戸花山沢	土石流	巨理郡山元町坂元字戸花山(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
北ノ入沢	土石流	巨理郡山元町小平字北ノ入、馬場(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百一十二号

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定により、令和元年九月二十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十月一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小 野 和 宏

○宮城県告示第八百一十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十七項の規定により、穴山土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和元年十月一日
 宮城県東部地方振興事務所
 所長 高橋剛彦

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年九月六日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
令和元年九月六日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
令和元年九月六日	及川 福恵	登米市迫町新田字彦道百六十一番地	理事
令和元年九月六日	千葉 春男	栗原市若柳字川南東谷地七十二番地	理事
令和元年九月六日	菅原 輝雄	登米市迫町新田字松原八十七番地	理事
令和元年九月六日	星 雄一	登米市迫町新田字西坂戸百七十四番地	理事
令和元年九月六日	二階堂 亮	栗原市若柳字上畑岡磯百五番地一	監事
令和元年九月六日	堺 博	登米市迫町新田字東坂戸七十一番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年九月五日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
令和元年九月五日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
令和元年九月五日	及川 福恵	登米市迫町新田字彦道百六十一番地	理事
令和元年九月五日	菅原 輝雄	登米市迫町新田字松原八十七番地	理事
令和元年九月五日	千葉 武一	栗原市若柳字川南南谷地三十一番地	理事
令和元年九月五日	高橋 孝	登米市迫町新田字西坂戸八十九番地	理事

令和元年九月五日	二階堂 亮	栗原市若柳字上畑岡磯百五番地一	監事
令和元年九月五日	瀬戸 数衛	登米市迫町新田字松原百九十番地一	監事

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十九号
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和元年九月十一日以降無効とする。

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

記

証票番号	第三号の〇二六
------	---------

証票番号	第三号の〇二二
------	---------

○宮選管告示第百二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和元年九月十三日以降無効とする。

令和元年十月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

記

証票番号	第三号の〇二四
------	---------

証票番号	第三号の〇一九
------	---------

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第20号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和元年10月1日

宮城県収用委員会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画道路事業

(2) 名称

3・5・190号権松田高線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 宮城県名取市小山一丁目

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
777番1	公衆用道路	公衆用道路	165	165.50	49.10

4 土地所有者の氏名及び住所

持分10分の1 渡邊 和夫 ただし登記記録上の氏名 渡辺 和夫

宮城県名取市小山一丁目4番14号

ただし登記記録上の住所 宮城県名取市手倉田字小山784番地の2

持分10分の1 加藤 友助

宮城県名取市小山一丁目4番20号

ただし登記記録上の住所 宮城県名取市手倉田字小山777番地の2

持分10分の1 齋藤 公隆

宮城県名取市小山一丁目5番26号

ただし登記記録上の住所 宮城県名取市増田字柳田420番地の1

持分10分の1 高島 一郎 ただし登記記録上の氏名 高島 一郎

宮城県名取市小山一丁目4番15号

ただし登記記録上の住所 宮城県名取市手倉田字小山783番地の2

持分10分の1 濱田 晋作 ただし登記記録上の氏名 浜田 晋作

宮城県名取市小山一丁目5番29号

ただし登記記録上の住所 宮城県仙台市河原町二丁目5番12号

持分10分の1 大友 良雄

宮城県名取市小山一丁目4番12号

ただし登記記録上の住所 宮城県名取市手倉田字小山788番地の2

持分10分の1 小松 繁

宮城県名取市小山一丁目4番17号

持分10分の1 登記名義人安部いともの法定相続人 安部 悦子

宮城県名取市小山一丁目5番31号

持分30分の1 有限会社 大洋不動産

上記代表者 代表取締役 大内 幹男 代表取締役 大内 まさ子

宮城県仙台市若林区連坊小路89番地

持分30分の1 渡辺 賢郎

宮城県名取市小山一丁目5番29号

持分30分の1 相澤 和男

宮城県名取市小山一丁目5番29号

持分10分の1

土地所有者不明 ただし登記名義人佐藤善亀の法定相続人（別表のとおり）

なお、戸籍上の氏名 佐藤 善亀

(注) 別表は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務

時間を含め定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

賃借権兼使用権 東日本電信電話株式会社 代表取締役 井上 福造

東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

使用権 東北電力株式会社 代表取締役 原田 宏哉

宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

正 誤

○宮城県公報第一〇号(令和元年六月七日付け)中			
ページ	段	行	正 誤
三	上	八	「掲載文二通又は」を「掲載文二通若しくは」
三	上	一〇	「又は」を「若しくは」
			第百四十四条第二項
			第百四十四条第一項

使用権 名取市 代表者 名取市長 山田 司郎

宮城県名取市増田字柳田80番地

使用権 名取市水道事業所 代表者 名取市長 山田 司郎

宮城県名取市増田字柳田80番地

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年 9月20日

○宮城県収用委員会告示第21号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和元年10月1日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

奥道女川牡鹿線改築工事(飯子浜工区・宮城県牡鹿郡女川町大石原浜字向地内から同町飯子浜字夏浜地内まで)及びこれに伴う町道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県牡鹿郡女川町野々浜字大道

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
52番	雑種地	雑種地	11	11.05	11.05

4 土地所有者の氏名及び住所

持分160分の1 小川 昭

東京都品川区南大井六丁目4番6-622号

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年 9月20日